最終更新日:2016年7月12日
大同特殊鋼株式会社
代表取締役社長 石黒 武
問合せ先:総務部 052-963-7501
証券コード:5471
http://www.daido.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、変化の激しい経営環境に対応すべく、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと認識し、経営の効率化、意思決定の適正化・迅速化および経営の透明性の確保に向けた取り組みを行っております。
また、ガバナンスの一翼として、業務に精通した社外取締役2名、社外監査役2名を確保し(うち1名は常勤監査役)、社外者を過半数とする監査役会を設置しております。
当社は、社会に貢献する企業としての責任を明確にするために、「リスクマネジメント委員会」を設置するとともに、「大同特殊鋼企業倫理憲章」を制定し、社会に開かれた企業としての基盤の整備に努めております。なお、財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制委員会」を設置しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則 1-2-4】
当社は、インターネットによる議決権電子行使を実施しています。また、招集通知の英訳につきましては、今後の海外株主比率を勘案しながら実施を検討したいと考えています。

【補充原則 4-11-3】
当社では、取締役会に社外取締役、社外監査役をメンバーに加えることにより、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保していくよう努めています。今後も社外取締役や社外監査役を含めたメンバーの意見・要望を聞き、取締役会の運営に取り入れることでさらに実効性を高めていきます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】
(1)上場株式の政策保有に関する方針
当社が行う事業は、原材料・資材の調達、製品の開発・製造・販売、安定的な供給など全ての面において、関係先企業との協力関係が不可欠と考えています。今後も持続的に成長していくために、各ステークホルダーとの信頼関係を維持しつつ中長期的な企業価値向上を図ることが必要と考えており、取引先との関係強化や地域社会との関係維持の観点など、総合的に勘案して保有する方針です。
(2)保有意義・経済合理性の検証
主要な政策保有株式については、中長期的な観点から保有することのリターンとリスクなどを踏まえ、保有の狙いおよび保有継続の要否について取締役会で検証します。
(3)議決権行使に関する基準
当社は、発行会社が反社会的な行為を行っておらず、かつ、株主利益を軽視していない限り、基本的に発行会社の経営判断を尊重しつつ、発行会社の中長期的な企業価値向上に資する提案か否か、また、当社への影響など総合的に判断し議決権を行使します。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】
当社は、役員との利益相反取引について、会社法に定められた手続きを遵守するとともに、取締役でない執行役員との取引についても、取締役会での承認、さらに重要な事実は報告を要することとしています。

【原則 3-1 情報開示の充実】
(1)当社の経営理念、中期経営計画については、当社WEBサイトにて公表しています。
経営理念 http://www.daido.co.jp/about/corporate/philosophy.html
中期経営計画 http://www.daido.co.jp/about/release/2015/0602_plan.html
(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」をご参照ください。
(3)
ア. 方針
取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成されており、会社業績との連動性を確保し、職責や成果等を反映した報酬体系としています。また、特に賞与は、各期の経常利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および過去の支給実績等を総合的に勘案の上、検討しています。当社の取締役報酬は、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とすることで、中長期的なインセンティブとして機能しています。
イ. 手続
代表取締役が原案を作成し、株主総会および取締役会で審議いただき決定しています。
月額報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定します。各取締役の月額報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役会の協議により決定しています。
賞与については、定時株主総会の決議により、支払総額について承認を受けた上で、各取締役の賞与額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定し、各監査役の賞与額は、監査役会の協議により決定しています。
(4)
ア. 方針
当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点により総合的に検討しています。
イ. 手続
候補者の指名にあたっての手続としては、代表取締役が上記方針に従い、検討し、取締役会において決議しています。
(5)社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。また、取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示すことにより説明しています。

【補充原則　4-1-1】
　当社において、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、「取締役会規則」に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置付けています。
　また、「決裁規程」により、設備投資や契約などの業務項目毎に、主に一定金額未満の規模の案件について、社長、担当執行役員等に決定を委ねることを定めています。
　なお、重要なものについては、その内容により投資検討会、人事検討会等、さらに重要性の高いものは経営会議等の会議体における審議を踏まえることにより、様々な観点からの検討・モニタリングを通して、適正な意思決定が図られるよう努めています。

【原則　4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたり、会社法の要件および証券取引所の独立性基準の要件を満たし、また、経営に対する幅広い見識を有し、当社の経営に対し適切な意見をいただけることを重視しています。

【補充原則　4-11-1】
　当社では、現在9名の取締役が就任しており、迅速な意思決定を継続して推進していく規模として適切と考えています。またその内訳も、各事業の経営や喫緊の課題に精通した人物であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点など、非常にバランスのとれた構成としています。今後も、定款において定められた人数の範囲内でバランスの取れた選任をし、迅速かつ適切な意思決定に努めていきます。

【補充原則　4-11-2　】
　当社取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況は、「事業報告」に記載しています。

【補充原則　4-14-2】
　当社では、社内役員に対して、新任時の社外研修、就任後の会社法や時々の情勢に適した内容での専門家による社外セミナー参加や、適宜社内講習会の開催等を通して、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っています。また、社外役員については、会社の事業や機能等に関する理解を深めてもらうために、重要な経営課題に関する個別の説明・意見交換や、主要な事業所の視察などの機会を設けています。監査役については、日本監査役協会に入会して、継続的に知識の習得を図っています。

【原則　5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
(1)株主との対話については、経営企画部担当取締役が統括しています。
(2)当社では、経営企画部および経理部にてIR担当者を置き、必要に応じ広報、総務等他の部門と連携しています。
(3)株主・投資家との対話の機会としては、株主総会をはじめ、アナリスト・機関投資家の皆様向けに四半期ごとの決算説明会およびその内容の当社WEBサイト上での開示、個人株主様向け工場見学会などを実施しています。
(4)対話の場において寄せられた意見、要望については、必要に応じて経営陣に報告し、情報の共有・活用を図っています。
(5)情報開示にあたっては、公平かつ迅速に情報を開示するよう努めています。証券市場の公正性・健全性確保の観点から、投資判断に影響を及ぼすインサイダー情報の管理の重要性を認識し、決算期におけるサイレント期間の設定をしています。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 新日鐵住金株式会社 | 31,009,600 | 7.13 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 20,759,286 | 4.77 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 19,459,000 | 4.47 |
| 株式会社みずほ銀行 | 15,543,649 | 3.57 |
| 日本発條株式会社 | 14,497,000 | 3.33 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 14,058,040 | 3.23 |
| 本田技研工業株式会社 | 13,053,450 | 3.00 |
| トヨタ自動車株式会社 | 8,690,000 | 2.00 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 8,591,000 | 1.97 |
| 株式会社デンソー | 8,000,000 | 1.84 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明 更新

大株主の状況は、平成28年3月31日現在のものです。

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 鉄鋼 |

| | |
|---|---|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループには上場会社が3社[日本精線(株):東証1部、フジオーゼックス(株):東証2部、東北特殊鋼(株):JQ]あり、各社はそれぞれの経営理念に基づいて事業運営を行っております。当社グループとしての連携を保ちつつ、各社の経営方針および経営戦略を尊重し、各社の独立性を確保しております。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 更新 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 | 9 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 今井　正 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |
| 種村　均 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 今井　正 | ○ | 新日鐵住金株式会社に現在在籍しております。同社へは当社の製品を販売しておりますが、その金額は僅少です。 | 今井正氏は、経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な意見をいただけるものと考えております。同氏は、新日鐵住金株式会社に在籍しておりますが、同社と当社の取引は僅少であり、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。 |
| 種村　均 | ○ | 株式会社ノリタケカンパニーリミテドに現在在籍しております。同社から資材を購入しておりますが、その金額は僅少です。 | 種村均氏は、経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な意見をいただけるものと考えております。同氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドに在籍しておりますが、同社と当社の取引は僅少であり、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人（監査法人）は、定期的にそれぞれの監査計画・結果を説明し、意見および情報交換を行っております。また、監査役と監査部は、それぞれの監査計画を説明し、当該年度の監査の内容、進め方について意見交換を行っており、監査結果についても適宜説明・報告し、意見交換を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 徳岡 重信 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |
| 小澤 祐吉 | 他の会社の出身者 | | | | | | | △ | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 徳岡 重信 | ○ | 株式会社三菱東京UFJ銀行に、平成22年まで在籍しておりました。同行と当社との間には借入の取引があり、同行からの借入金は、当社全借入金の11%程度であります。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に平成22年から平成25年まで在籍しておりました。同社と当社との間には、取引がありますが、その金額は僅少です。平成25年当社の常勤監査役に就任いたしました。 | 徳岡重信氏は、経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な監査をいただいております。同氏は、当社の取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行に在籍しておりましたが、退職後約6年が経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、同行からの借入金は当社全借入金の11%程度であり、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから、同行から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。 |
| | | | 小澤祐吉氏は、経営に関する幅広い見識・知 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 小澤 祐吉 | ○ | 明治安田生命保険相互会社に平成17年まで在籍しておりました。同社と当社の間には、借入の取引があり、同社からの借入金は、当社全借入金の9%程度であります。平成21年当社の監査役に就任いたしました。 | 見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な監査をいただいております。同氏は、当社の取引金融機関である明治安田生命保険相互会社に在籍しておりましたが、退職後約11年が経過しており、同社の意向に影響される立場にありません。また、同社からの借入金は当社全借入金の9%程度であり、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。 |

### 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 4 名 |

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明 更新

会社業績との連動性を確保する報酬体系の導入のみ実施しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

### 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書に全役員の報酬総額について開示しております。なお、事業報告および有価証券報告書は当社ホームページに掲載しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営成績を基に、他社水準および人事院資料等を参考にしながら決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役に対し、取締役会の開催に際して重要な事項につきましては、事前に説明しております。なお、社外取締役を補助する体制として、秘書室に1名、人員を配置しております。
・非常勤社外監査役に対しては、取締役会の前に監査役会を開催し、取締役会の議案につきその内容を事前に説明し、十分に審議しております。なお、社外監査役を補助する体制として、監査部に1名、秘書室に1名、人員を配置しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・業務執行に関して、当社グループは取締役および使用人が共有するグループ目標を定め、原則としてこれに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定しております。取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の年間計画を設定しております。中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。
・「取締役会」を毎月1回以上開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行っております。また、常勤取締役および常務以上の執行役員が出席する「経営会議」を原則として月1回、必要あるときは随時開催し、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるとともに、より緊密な情報伝達の場を確保しております。

・社外取締役および社外監査役を選任し、取締役の職務執行を監督および監査しております。
・当社の監査役監査、内部監査、会計監査の状況につきましては以下のとおりです。
ア、監査役：取締役会、経営会議等の主要会議のほか、各事業部門の業務検討会にも出席し、業務執行状況を確認。必要に応じ、各事業場往査、連結子会社往査、監査部との打合せと報告、会計監査人との意見交換、取締役との意見交換等を実施。
イ、監査部：各部・事業場・連結子会社の実地監査と取締役への報告、監査役への報告と打合せ・意見交換、会計監査人との意見交換。
ウ、会計監査人：当社および連結子会社の会計監査の実施と報告、監査役への報告と意見交換、監査部との意見交換。
・会計監査の状況につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は水上圭祐氏、孫延生氏の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他8名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用し、社外取締役2名を含む取締役会および社外監査役2名を含む監査役が業務執行を監査・監督する体制を採用することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、意思決定の適正化・迅速化と経営の透明性・公正性を確保しております。なお、平成27年6月26日開催の第91期定時株主総会終了後の取締役会において、「戦略策定・経営監督機能」と「業務執行」の責任区分を明確にする目的で執行役員制を導入しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会開催日の3週間前（法定期日より1週間前）に、早期発送しております。第92期定時株主総会開催日は平成28年6月28日でありましたが、招集通知は、6月6日に発送いたしました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第92期定時株主総会は、集中日より1日前の平成28年6月28日に開催しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 平成16年6月29日開催の第80期定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。 |
| その他 | 当社は、東京証券取引所の東証上場会社情報サービスおよび当社ホームページへ招集通知を発送前に開示、掲載しております。総会はビジュアル化を推進しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期ごとに決算発表にあわせて開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 次の資料等を当社ホームページに掲載しております。<br>決算短信・有価証券報告書および各四半期報告書・決算説明会資料・アニュアルレポート・内部統制報告書・コーポレートガバナンス報告書・定款 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営企画部がIRを担当しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 『大同特殊鋼企業倫理憲章』に記載しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 二酸化炭素排出量の削減等の地球環境対応のほか、様々な取り組みを実施しております。実施状況については『CSR報告書』に取りまとめて発行し、当社ホームページにも掲載しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 『大同特殊鋼企業倫理憲章』のなかで、「株主をはじめ、社会と広くコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する」ことをうたっており、これに基づいて定めた『大同特殊鋼の行動基準』の冊子を経営者をはじめ全社員に配布し、その徹底を図っております。 |
| その他 | <女性の活躍の方針・取り組みについて><br>当社では、従業員が、各々のライフステージにおいて仕事と生活のバランスをとり、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環がもたらされることが会社の発展につながるものと考え、各種制度の導入や職場環境の整備を図っています。<br>育児を行う従業員に対する支援制度としては、小学校3年生までの子を養育する従業員を対象に所定労働時間の短縮を可能にし、半日単位で看護休暇を取得する制度を導入しています。<br>さらに、平成26年4月からは人事部内に「ダイバーシティ推進プロジェクト」を立上げ、平成26年10月からは全社プロジェクトとして「女性の活躍推進」を主眼とした取組みを開始しております。今後は、女性の採用を強化し、製造現場を含む様々な職場において、その能力を最大限に発揮できるよう必要な施策や環境整備を実行してまいります。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況は、以下のとおりであります。

1．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、次のとおり定めております。

（1）内部統制システムの基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備し、コンプライアンスの徹底、財務報告の信頼性の確保、業務の効率性の確保およびリスクマネジメントの実施に努めるとともに、不断の見直しを行いさらなる充実を図る。

（2）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、すべての取締役、執行役員および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を順守していくことの重要性」を繰り返し伝える。取締役、執行役員および使用人が『大同特殊鋼の行動基準』を順守するよう啓発、監査、改善、是正を継続する。

また、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選定のうえ、代表取締役社長を委員長、当該担当役員を副委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。

使用人等からの法令違反行為等に関する相談、通報窓口（ホットライン）を設置するとともに、通報者に不利益のない適正な運営を確保し、コンプライアンス経営の強化に資するものとする。

代表取締役社長は監査部を直轄する。監査部は指示に基づき業務執行状況の内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

当社は『大同特殊鋼企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。総務担当部門を反社会的勢力および団体への対応統括部門とし、当該部門の担当執行役員を不当要求対応責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

（3）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され、「文書管理規程」に従い保存される。取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理基本規程」「企業秘密取扱管理規程」「個人情報取扱管理規程」「情報システム管理規程」に基づき適正に管理される。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスクマネジメントに関する基本的な事項を「リスクマネジメント規程」に定め、平時におけるリスクマネジメント体制の確立および継続的改善を図る。

「リスクマネジメント委員会」は6カ月に1回、必要あるときは随時、開催し、当社および当社グループ内において近い将来に発生が予想されるリスクおよび潜在的リスクのマネジメントについて審議を行う。

全社のリスクマネジメントは、全社リスクマネジメント統括部門が統括する。環境、安全、品質等に関する個別のリスクは、原則として本社管理部門の統括・支援の下、各事業部門・事業場において自律的にマネジメントし、重要な事項についてはリスクマネジメント委員会に報告する。

危機発生時はそのレベルに応じて「危機対策本部」を設置のうえ、事業の復旧を図るとともに、対外的影響を最小限にするための対応策を実施する。当社グループは東海地震、東南海地震を想定した地震対策を順次計画的に実行し、生産基盤の耐震性強化を図っている。

（5）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは取締役、執行役員および使用人が共有するグループ目標を定め、原則としてこれに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の年間計画を設定する。

中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を毎月１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。

職務の執行の意思決定については、「取締役会規則」において取締役会付議事項を明確化し、その他の事項に関する権限を「決裁規程」において代表取締役社長、各担当執行役員および各部門長に委譲するとともに、「組織規程」において各部門の職務分掌を定める。

（6）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務執行状況については、「関連会社管理規程」に従って関連事業部が統括管理する。

関連事業部は子会社に対し、規程に定める一定の事項についての事前協議および企業集団内の個別検討事項についての報告を求め、取締役、執行役員、監査役へ毎月報告する。

イ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスクマネジメントについては、「リスクマネジメント規程」に従って関連事業部が統括管理する。

子会社の業務執行状況については、「関連会社管理規程」に従って関連事業部が統括管理する。

関連事業部は子会社に対し、リスクマネジメント体制の整備その他リスクマネジメントに関する事項について、子会社の実情に即した指導を行う。

ウ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は子会社による中期・年間経営計画の策定にあたり、当社との事前協議の場を設ける。

また、子会社の経営が当社グループ経営の全体最適に適うよう、子会社の状況把握と諸問題の対策・検討を行う。

関連事業部は「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」を開催し、当社およびグループ会社相互の経営状況その他の情報交換を行い、企業集団としての連携を図る。

エ．子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社取締役、執行役員、監査役および従業員は子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、子会社を監査、監視する。

監査部は企業集団の内部監査の実施または統括を行う。監査部は子会社を巡回して業務の適正性を監査するとともに、１年に1回「グループ監査研究会」を開催し、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図る。

オ．その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を配布し、コンプライアンスの意識を啓発する。

財務報告の信頼性の確保については、当社およびグループ会社における体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定める。

また、内部統制（金商法）を担当する役員を選定のうえ、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制について審議する。内部統制委員会は原則として6カ月に1回、必要あるときは随時、開催する。

（7）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は監査部所属の使用人（監査役スタッフ）に監査業務に必要な事項を指揮命令できる。

（8）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は監査役の命令に関して、取締役、執行役員や監査部長の命令を受けない。

当該使用人の人事異動、考課については監査役の同意を得るものとする。

（9）監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間を監査部長に確保させる。
(10)取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は経営会議および業務執行に関する重要な会議に出席することができる。
取締役、執行役員および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。
(ア)当社および当社グループの業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
(イ)取締役、執行役員または使用人が法令違反、定款違反をするおそれのある場合
(ウ)内部監査の実施状況
(エ)ホットラインその他への相談・通報状況
(11)子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
取締役、執行役員および使用人は監査役に対して、子会社に関する前項アからエまでに掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。
監査部は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、執行役員、監査役および使用人から聴取した内容を監査役に報告する。
(12)監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。
(13)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続に関する事項
監査役が監査役および監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。
(14)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。
(1)コンプライアンス体制について
・『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、全従業員およびグループ各社に周知しております。また、階層別教育などを通じてコンプライアンス教育を計画的に実施するとともに、10月の企業倫理月間において社長メッセージの発信を実施するなど、法令順守と企業倫理の徹底について継続的な取り組みを行っております。
・コンプライアンスの相談・通報窓口(ホットライン)を設置し、受付手段を全従業員およびグループ各社に周知しております。相談・通報に対しては「内部通報規程」を設け通報者に不利益のない適正な運営を行っております。
・監査部は、計画に基づき当社およびグループ各社に対し業務執行状況の内部監査を実施し、定期的に社長に報告しております。
・『大同特殊鋼企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを掲げ、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との関係を構築しております。
(2)リスク管理体制について
・「リスクマネジメント委員会」を4回開催し、重点管理リスクへの対応など平時のリスクマネジメントに関する課題、対策につきまして審議を行いました。
・地震・津波等の災害に備える各種施策の実施、技術情報漏洩防止に向けた取り組みにつきましては、役員をリーダーとする全社横断的なワーキング・グループ活動を展開し、BCM(事業継続マネジメント)マニュアルの見直しや工場等の耐震化などを進めました。
・危機発生時に備え、「重大事故発生時の緊急対応体制規程」を定め、全社およびグループ各社に周知しております。
(3)取締役の効率的な職務の執行体制について
・「取締役会」を14回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。
・取締役の職務権限と分担を明確にするとともに、「決裁規程」において社長、執行役員および部門長への権限委譲を行う対象を定めることにより、意思決定の適正化・迅速化を確保しております。
(4)グループ会社管理体制について
・子会社による年間経営計画の策定や設備投資など規程に定める一定の事項につきまして、当社と事前協議を実施しました。
・関連事業部は、子会社の業務執行状況につきまして、取締役、監査役、執行役員へ毎月報告しております。
・関連事業部は、子会社のリスクマネジメントに関する規程を確認するなど、リスクマネジメントに関して各社の実情に即した指導を行っております。
・「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」をそれぞれ2回開催し、当社から子会社に対し内部統制にかかる諸問題を含む経営状況その他の情報提供を行うとともに、当社およびグループ会社相互の情報交換を行い、企業集団としての連携を図りました。
・当社取締役、監査役、執行役員および従業員は、子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、取締役会への出席を通じて子会社の監査、監視を行っております。
・監査部は、子会社を巡回して業務の適正性を監査しております。また、「グループ監査研究会」を1回開催し、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図りました。
・財務報告の信頼性確保につきましては、社長を委員長とする「内部統制委員会」を3回開催し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況を評価しました。
(5)監査役の職務の執行の実効性を確保する体制について
・監査役は、経営会議等の主要会議や「リスクマネジメント委員会」などの業務執行に関する重要な会議のほか、各事業部門の業務検討会にも出席し、業務執行状況を監査しております。また、内部監査の実施状況やホットラインへの相談・通報状況などの報告を受けております。
・監査役は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、相互の連携を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では『大同特殊鋼企業倫理憲章』および前記内部統制システムの基本方針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを掲げております。さらに、役員・従業員に配付している『大同特殊鋼の行動基準』において、具体的な内容にて啓発しております。
また、総務担当部門を反社会的勢力および団体への対応統括部門とし、当該部門の担当取締役を不当要求対応責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応することとしております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |

該当項目に関する補足説明

当社は、「買収防衛策」の継続について平成27年6月26日開催の当社第91期定時株主総会に提案し、出席株主の賛成多数をもって可決承認されました。
内容につきましては、当社ホームページ（http://www.daido.co.jp/）に掲載いたしておりますのでご覧ください。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
（1）会社情報の適時開示に係る会社の基本的な考え方
ア. 当社は、2003年2月に「大同特殊鋼企業倫理憲章」を制定し、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を順守するとともに、社会的良識をもって行動することを宣言いたしました。これは、輝く伝統を受け継ぐとともに、「経営理念」および「行動指針」の趣旨を拡大して、コンプライアンス経営を実践するためであります。
イ. この「大同特殊鋼企業倫理憲章」に8つの原則を掲げておりますが、その3原則目に「3. 株主をはじめ、社会と広くコミュニケーションを行い、
企業情報を積極的かつ公正に開示する。」と謳い、当社は投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであると十分に認識しております。そして常に「会社情報適時開示規程」に基づき投資者の視点に立ち、次の考え方を基本に迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行います。
・適時開示の基本的な考え方
（ア）情報を隠さずもれなく迅速に報告（収集）すること。
（イ）情報を外部に漏らさず報告（収集）すること。
（ウ）正確な情報を公平かつ遅滞なく迅速に開示するとともに、積極的に対応すること。
（エ）定期的に情報開示の適正性を教育・啓蒙・確認すること。
（2）適時開示が求められる会社情報
適時開示が求められる会社情報は、有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績等に関する情報であります。
詳細は上場している証券取引所が定めた「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」および「会社情報適時開示ガイドブック」等を参照しております。
（3）適時開示に係る社内体制
適時開示に係る社内体制は、別紙＜適時開示に係る社内体制の概要図＞のとおりであります。
（4）適時開示に係る啓蒙・教育活動
適時開示に係る啓蒙・教育活動の担当は、情報適時開示事務局（総務部総務室）であります。
ア. 規程の周知徹底
当社が定めた「会社情報適時開示規程」をイントラの総務部法務室のキャビネットに掲載しております。
また「会社情報適時開示規程」を改定した場合は、速やかに社報にて全従業員に通知し改定内容の周知徹底を図っております。
イ. 適時開示教育の受講等
（ア）東証・名証等の情報適時開示セミナー・説明会に参加しております。
（イ）総務担当室長会議や関連会社総務担当部長会議の席上で必要のつど適宜説明をし、周知徹底を図っております。

## ＜適時開示に係る社内体制の概要図＞

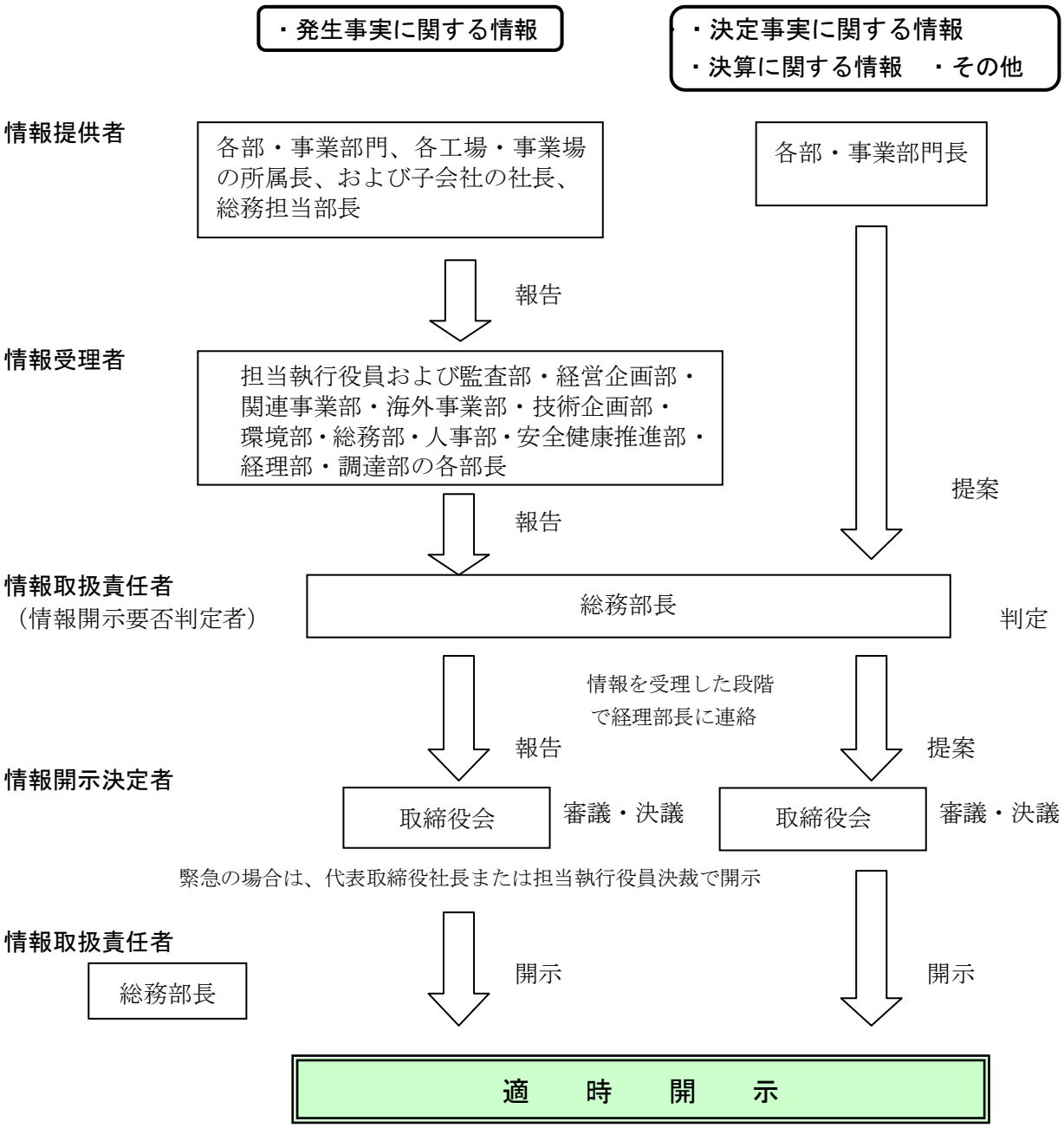


以　上